増える欠格条項！

見直しにむけて要請アピール

「運転免許の更新時に、精神障害と告げただけで、免許をとりあげられた」

「医師国家試験に合格したが、障害にかかわる審査があり、免許交付が2か月余り遅延した。そのあいだ、有資格者としての研修も就職活動もできなかった」

いずれもこの数年間に起きたことです。

2001年までは障害ごとに「免許を与えない」とされていて、受験もできませんでした。

これらの欠格条項が「免許を与えないことがある」に改正され、今では「精神の機能の障害」のある人も多数が免許や資格をもち、暮らし、働いています。

しかし、障害があることと免許や資格の許認可とを結びつけた欠格条項が、附則に定められた改正後の再見直しもなされないまま、残されている中で、冒頭のようなことが起きてきました。

その上に、2019年から新たに「心身の故障」欠格条項を設けてこれを「精神の機能の障害」と定義する法律が急増しています。

この状況を深く危惧し、要請アピールを呼びかけました。

グラフ

「欠格条項のある法令数の推移」

総数

2009年,2016年,2020年

483,505,661

成年被後見人等

193,210,3

心身の故障・心身の障害

289,283,413

精神の機能の障害

64,75,257

障害者欠格条項をなくす会事務局2020年3月調査の一部をグラフ化 法令実数

「要請アピールの三項目」

１　新設や改定の法令に「心身の故障」・「精神の機能の障害」の欠格条項を設けないようにする

２　施行後の見直しを明記している2001年欠格条項一括見直し法附則の実施に着手する

３　代理後見から支援つき自己決定への転換に着手する

「訴えたいこと」

・障害のある人が希望をもって学び、働くことを今も脅かしている欠格条項は、社会的損失です。

・批准した障害者権利条約と矛盾しているうえに、障害ゆえに分け隔てられることがない共生社会を目的にかかげている障害者基本法などの国内法からも、乖離しています。

・手立てをとらなければ、欠格条項は、既存法からのコピペによって、とめどなく増えます。

・「業務などを遂行できる」ことと「機能障害がある」こととは、切り離して考えましょう。

・欠格条項のありかたを改めて真摯に見直すという20年来の宿題に着手しましょう。

・現状をいかにしていくのか、障害者権利条約の履行のためにも立場をこえて取り組みましょう。